

畜 第 7 3 9 号

令和 2 年 11 月 26 日

全国農業協同組合連合会岩手県本部長
一般社団法人岩手県畜産協会会長理事
一般社団法人岩手県獣医師会長
公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会会長理事
一般社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会理事長
岩手県動物薬品器材協会会長

様

岩手県農林水産部畜産課総括課長



高病原性鳥インフルエンザの発生予防対策の強化及び防疫対策の徹底について（通知）

このことについて、農林水産省から別添のとおり、通知がありましたのでお知らせします。

なお、香川県の続発及び福岡県での発生を受けて、家きん疾病小委員会から緊急提言が示されました。今シーズンは例年よりも感染リスクが高い状況にあることから養鶏場に立入る際は、消毒を徹底するなど病原体の侵入防止対策に御配慮願います。

また、家畜保健衛生所から家きん飼養者に対し、飼養衛生管理を徹底するよう指導をしていることを申し添えます。



【振興・衛生担当（熊谷） TEL019-629-5729】

(写)

2 消安第 3752 号
令和 2 年 11 月 25 日

岩手県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

福岡県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う防疫対策の徹底について

昨日(24日)、福岡県内の鶏飼養農場において死亡鶏が増加した旨、福岡県に対して通報があり、高病原性鳥インフルエンザの遺伝子検査を実施したところ、本日(25日)、H5亜型であることが確認されました。このことから、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」(令和2年7月1日農林水産大臣公表)に基づき、当該死亡鶏について、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定しました。

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策については、「香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認(3例目)に伴う監視体制の強化の再徹底について」(令和2年11月11日付け2消安第3584号農林水産省消費・安全局長通知)等累次の通知により、その徹底についてお願いしているところ です。

また、香川県の事例を受けて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会から、令和2年11月24日付けで「香川県の高病原性鳥インフルエンザの続発状況を踏まえた緊急提言」(別添)が示されるなど、今シーズンの高病原性鳥インフルエンザについては、海外でも発生が続き、国内の野鳥でも相次いでウイルスが確認されていることから、全国いずれの地域でも、例年よりも感染リスクが高い状況にあることを意識し、引き続き、飼養衛生管理を徹底し、更なる警戒に努める必要があります。

貴職におかれましては、家きん飼養者に対し、地域や関係団体と連携の上、①早期発見・早期通報の再徹底、②家きん飼養農場の防鳥ネットの再度の確認及び人・車両の出入りの厳重管理、③農場周辺の消石灰散布など消毒の徹底等による農場へのウイルス侵入防止の徹底について、地域の協議会の活用、直接訪問、飼養衛生管理者メーリングリストの活用等の方法により、指導又は助言を実施するよう改めてお願いします。

また、万一の際の防疫対応に係る準備・調整を円滑に行うため、家きん飼養者等から異状家きんの通報を受けた場合には、直ちに当局動物衛生課に報告するとともに、円滑かつ迅速な初動防疫対応の実施について遺漏なきよう重ねてお願いします。

(別添)

香川県の高病原性鳥インフルエンザの続発状況を踏まえた
緊急提言

令和2年11月24日
家畜衛生部会
家きん疾病小委員会

- 1 過去の海外の事例では、限定されたエリアにおける短期間での続発について、多くの渡り鳥の飛来のほか、人、機材、車両等による農場間の伝播、長期間の防疫措置による環境中のウイルス量の増加等の様々な要因により、発生した可能性がある旨が報告されている。
- 2 今回の香川県での続発事例においても、これまでの疫学調査チームの現地調査により小型野生動物の侵入、人・物等の疫学関連による伝播の可能性が指摘されているほか、環境的な要因として、ため池等の地理的状况から、野鳥の集団が持ち込んだウイルスの量が環境中で高まっていること、また、養鶏密集地域において環境中のウイルス量が増大していったこと等が想定される。
- 3 以上を踏まえれば、香川県における3～8例目は、1例目の発生農場を中心に半径3kmの区域に設定された移動制限区域内で発生しており、移動制限区域内ではウイルス量が増大していることを念頭に行動することが重要である。
- 4 具体的には、①農場における早期通報、②家きん舎壁の隙間を塞ぐ等の小型野生動物の侵入防止、③家きん舎ごとの手袋及び長靴の交換等の飼養衛生管理の徹底、④畜舎周りの消毒、⑤関連事業者も協力して行う資材・機材消毒並びに⑥地域における車両消毒、ため池周辺や発生農場周囲の主要道路等の消毒、野鳥対策等についての地域の関係者が一体となった取組を徹底して行うことが必要である。
- 5 また、防疫措置についても、防疫指針に基づいて、焼埋却、消毒等の措置を迅速かつ確実に実行していくことが必要である。
- 6 一刻も早く防疫措置を完了し、続発を防ぐために、4及び5について国、県、市町村及び養鶏業者だけでなく、関連事業者、地域住民が一体となった取組を実施することを提言する。
- 7 また、今後の疫学調査の中で、侵入及び感染拡大要因について情報収集・検証を進め、防疫対策に活用していくことが重要である。
- 8 なお、今シーズンの高病原性鳥インフルエンザについては、海外でも発生が続き、国内の野鳥でも相次いでウイルスが確認されていることから、全国的にも、例年よりも感染リスクが高い状況にあることを意識し、引き続き、飼養衛生管理を徹底し、更なる警戒に努める必要がある。

2 消安第 3664 号
令和 2 年 11 月 19 日

岩手県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長

高病原性鳥インフルエンザの発生予防対策の強化及び徹底について

日頃から、家畜防疫の推進に御尽力いただき誠に感謝申し上げます。

今月に入り、香川県下の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザの発生が短期間で5例続発し、そのうち4例は移動制限区域という限られた地域において短期間で発生が確認されています。また、本年度は、既に北海道及び鹿児島県において、野鳥の糞便等から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されているほか、欧州諸国をはじめ世界的にも発生が継続しており、渡り鳥が池、干潟等に飛来するこの時期は、全国的にウイルスが持ち込まれる可能性が高く、全国いずれの地域においても発生リスクがあります。

このように、環境中にウイルスが存在している可能性が高い状況下では、関係者が一体となって地域で防疫対策を講ずることが発生予防及びまん延防止の観点から効果的と考えます。

このような状況を踏まえ、貴職におきましては、下記の対応により、高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の強化及び徹底を図るよう関係者への周知をお願いいたします。

記

1. 飼養衛生管理基準遵守等の徹底

(1) 車両の移動に係る防疫対策

- ・資材の受渡しを衛生管理区域外で行うなど、同区域への車両の入境をできる限り制限すること。
- ・衛生管理区域に出入りする車両については、入退場時の車両の消毒に加え、当該車両のフロアマット及び荷台の清掃及び消毒を行うこと。

(2) 人の移動に係る防疫対策

- ・衛生管理区域に立ち入るときは、入退場時に手指消毒を行い、衛生管理区域内専用の手袋、衣服、長靴等を着用すること。
- ・原則、当日に他の畜産関係施設に立ち入った者を衛生管理区域に立ち入らせないようにすること。
- ・家きん舎の出入口において、手指消毒、手袋交換及び長靴交換を行うこと。

(3) 物の移動に係る防疫対策

- ・資材の受渡しを衛生管理区域外で行うなど、同区域への車両、人及び物の入境をできる限り制限すること。
- ・他の農場で飼養管理の際に使用した器具、機材、資材、筆記用具等は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合は、消毒すること。
- ・複数農場で共用する死亡家きん保管施設及び糞尿処理施設については、農場間の交差汚染を防止するための車両等の消毒を実施すること。

(4) 野生動物侵入防止対策

- ・家きん舎、堆肥舎等について、屋根や壁の隙間、防鳥ネットの破損等を確認し、問題があれば、段ボール等による応急的措置も含めて早急に野生動物の侵入防止を図ること。
- ・家きん舎に設置された人及び機材の出入口、鶏糞の排出口等の扉、シャッター等については、使用時以外は閉鎖すること。

(5) 飼養環境に関する対策

- ・衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行って、敷地を定期的に消毒すること。

2. 地域協議会の開催による地域の防疫体制の構築

都道府県、市町村、生産者（生産者団体）、関連事業者等の関係者からなる地域協議会を開催し、発生予防対策等の周知や国内外における高病原性鳥インフルエンザに係る発生状況等の情報共有を行い、地域一体となった防疫体制を構築すること。

予防対策の重要ポイント

(参考2) 農林水産省HP
鳥インフルエンザページ掲載資料



【衛生管理区域】

家きん舎

野鳥飛来防止対策
(忌避テープを張るなど)

水辺

鶏舎周囲の池の
水抜き

家きん舎周囲の整理・
整頓(樹木の剪定等)

集卵・除糞ベルトの
開口部の隙間対策

消毒の実施

専用の服や靴の使用

車両消毒

壁や金網の破損修繕

周辺に水辺のある農場は
①、②の予防対策を徹底
リスクを減らす取組(季節を限って水
を抜く、野鳥を寄せ付けないよう忌避
テープを張るなど)が効果的

- ① 人・物・車両によるウイルスの持込み防止
 - ・衛生管理区域、家きん舎への出入りの際の
洗浄・消毒の徹底
 - ・衛生管理区域専用の衣服、靴、
家きん舎ごとの専用の靴の使用
 - ・上記措置の記録
- ② 野生動物対策
 - ・防鳥ネットの設置・修繕・壁の
破損・隙間の修繕
 - ・家きん舎周囲の清掃、整理・整頓
 - ・上記措置の定期点検

予防対策の重要ポイント

(参考2) 農林水産省HP
鳥インフルエンザページ掲載資料

【衛生管理区域】



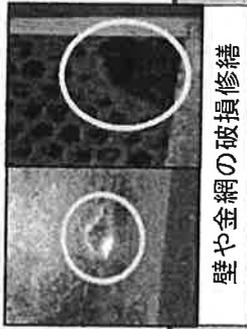
車両消毒



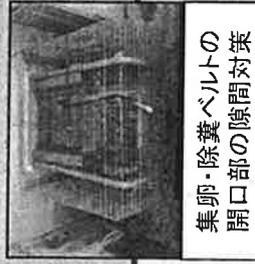
消毒の実施



専用の服や靴の使用



壁や金網の破損修繕



集卵・除糞ベルトの開口部の隙間対策

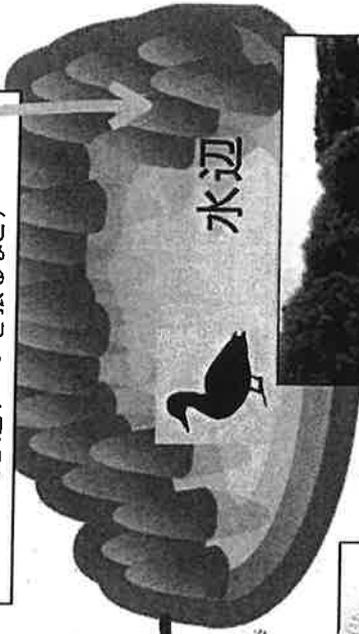
家さん舎



家さん舎周囲の整理・整頓(樹木の剪定等)



野鳥飛来防止対策
(忌避テープを張るなど)



水辺



鶏舎周囲の池の水抜き

- ① 人・物・車両によるウイルスの持込み防止
- 衛生管理区域、家さん舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底
 - 衛生管理区域専用の衣服、靴、家さん舎ごととの専用の靴の使用
 - 上記措置の記録

② 野生動物対策

- 防鳥ネットの設置・修繕・壁の破損・隙間の修繕
- 家さん舎周囲の清掃、整理・整頓
- 上記措置の定期点検

周辺に水辺のある農場は

- ①、②の予防対策を徹底

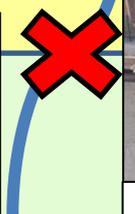
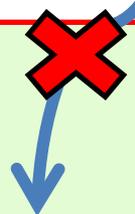
リスクを減らす取組(季節を限って水を抜く、野鳥を寄せ付けないよう忌避テープを張るなど)が効果的

予防対策の重要ポイント

(参考1) 農林水産省HP
鳥インフルエンザページ掲載資料

【衛生管理区域】

家きん舎



フェンス設置



車両消毒



入場者等の記録



専用の服や靴の使用



家きん舎毎の消毒



家きん舎専用の靴使用



出入りの最小限化



壁等の破損修繕



金網等の破損修繕



集卵・除糞ベルトの開口部の隙間対策



排水溝等からの侵入防止対策 (鉄格子の設置)



ねずみ対策 (トラップ設置)



家きん舎周辺の整理・整頓



家きん舎周囲の樹木の剪定



消毒の実施



消毒液の定期的交換

① 人・物・車両によるウイルスの持ち込み防止

- ・ 衛生管理区域、家きん舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底
- ・ 衛生管理区域専用の衣服、靴、家きん舎ごとの専用の靴の使用
- ・ 上記措置の記録

② 野生動物対策

- ・ 防鳥ネットの設置・修繕、壁の破損・隙間の修繕
- ・ 家きん舎周囲の清掃、整理・整頓
- ・ 上記措置の定期点検

予防対策の重要ポイント

(参考2)農林水産省HP
鳥インフルエンザページ掲載資料



- ①人・物・車両によるウイルスの持込み防止
- ・衛生管理区域、家きん舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底
 - ・衛生管理区域専用の衣服、靴、家きん舎ごとの専用の靴の使用
 - ・上記措置の記録

- ②野生動物対策
- ・防鳥ネットの設置・修繕、壁の破損・隙間の修繕
 - ・家きん舎周囲の清掃、整理・整頓
 - ・上記措置の定期点検

周辺に水辺のある農場は
①、②の予防対策を徹底

(リスクを減らす取組(季節を限って水を抜く、野鳥を寄せ付けないよう忌避テープを張るなど)が効果的)